

## 一般競争入札公告

沖縄県南部医療センター・こども医療センターが発注する「患者給食業務委託契約」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

- ※ 沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。
- ※ 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

令和6年2月14日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 福里 吉充

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 患者給食業務委託契約
- (2) 契約内容 仕様書及び入札説明書等による
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
沖縄県南風原町字新川 118-1

### 2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加出来る者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当院と同規模の一般病床の国または地方公共団体が設置する急性期病院(独立行政法人、国立大学法人等を含む)において、仕様書で示す業務を直近3年以内に2箇所以上で契約を履行した実績または現在契約履行中の者であること。
- (2) 本入札参加資格の登録申請を行う日の直近2年間において、都道府県民税及び地方消費税に関し滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規則に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (7) 公益社団法人メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者。
- (8) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の3第2号に基づき、当該業務を適

正に行う能力がある証として、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める「院内調理患者等給食業務」に係わる医療関連サービスマークの認定を受けた者であること。

### 3 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出された書類に不備等がある場合は、受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

#### (1) 提出書類

ア 確認票

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

ウ 誓約書（第1-1号様式）

エ 法人登記簿謄本の写し（最新のもので、6ヵ月以内に発行されたもの）

オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他財産及び損益状況を示す書類

カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び地方消費税に関し滞納がないことを証する書類

キ 労働保険に加入していることが確認出来る書類（加入義務がない場合を除く）

- ・ 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）

納付書・領収証書（領収印があるもの）

口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）

労働保険事務組合からの領収書等

納入額の告知書と振込・口座振替明細 など

ク 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

- ・ 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

納付書・領収証書（領収印があるもの）

領収済通知書（領収印があるもの）

社会保険料納入証明書

納入額の告知書と振込・口座振替明細書 など

ケ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）

- ・ 別添様式 1-2

コ 医療関連サービスマーク認定証（写し）

タ 同種・同規模の履行実績（第2号様式）及び実績を証する契約書の写し

チ 審査結果返送用封筒（審査結果について(2)に掲げる場所での受領ではなく、郵送を希望する場合に限る。送付先を明記の上、必要な金額の切手を貼付すること）

#### (2) 提出先

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 庶務担当

〒901-1193 沖縄県南風原町字新川 118-1 2階

電話番号 098-888-0123（内線：1055） FAX 番号 098-888-6400

(3) 提出書類の省略

沖縄県立病院競争入札参加資格登録業者名簿の給食業務に登録がある者については、(1)の提出書類のエからケの書類の提出を省略できるものとする。

(4) 参加申請の受付期間

この公告の日から令和6年3月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和6年3月1日(金)午後5時までに**必着**とする。

なお、電報及び電送による入札は認めない。

(5) 入札説明書、仕様書等の交付期間、交付方法

ア 交付期間：この公告の日から令和6年3月1日(金)午後5時まで

イ 交付方法：当センターホームページに掲載する。

ウ 問い合わせ先：上記(2)のとおり

#### 4 資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和6年3月6日(水)までにメールにて通知する。

#### 5 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

#### 6 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和6年3月13日(水)10時30分

(2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2階 2・3会議室

#### 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる契約金額(消費税込み)を契約期間の36ヵ月で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とする。入札保証金は、指定口座に一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。

入札保証金を指定口座に納付しようとする者は、3(2)の提出先で記載する担当へ納付前に連絡を行うこと。

#### 8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

※1 (2)を準用して入札保証金を免除しようとする場合は、契約満了を迎えていない現在履行中の契約は含まれないことに留意すること。

※2 履行証明をする書類として、過去2年以内に履行期限の到来した契約書の写しを提出する場合は、余白に原本と相違ないことを証明すること。

## 9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の36ヵ月で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する金額を指定口座に一括して納付することとする。

## 10 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

※1 (2)を準用して契約保証金を免除しようとする場合は、契約満了を迎えていない現在履行中の契約は含まれないことに留意すること。

※2 履行証明をする書類として、過去2年以内に履行期限の到来した契約書の写しを提出する場合は、余白に原本と相違ないことを証明すること。

## 11 入札書に記載する金額

- (1) 入札者が見積もる各単価（消費税抜き）に以下に記載する契約期間の一般食、ミルク並びに特別食の予定食数を乗じて得た金額、1月あたりの管理費（消費税抜き）に契約月数36ヵ月を乗じて得た金額と実費請求で契約締結予定の付加食及び行事食の合計金額を入札書には記載する。

実費請求で契約締結予定の付加食・特殊ミルクと行事食については、発注者（病院）が契約期間に見込む予定金額を入札書に記載することを留意のうえ、入札に参加すること。

### ① 予定食数

ア 一般食	518,400 食
イ ミルク	64,800 食
ウ 特別食	309,600 食

### ② 付加食・特殊ミルク及び行事食の契約期間予定金額

ア 付加食・特殊ミルク	42,480,000 円
イ 行事食	750,000 円

### ③ 記載例)

- A 一般食見積単価 330 円（消費税抜）×予定食数 518,400 食
- B ミルク見積単価 330 円（消費税抜）× 予定食数 64,800 食
- C 特別食見積単価 330 円（消費税抜）×予定食数 309,600 食
- D 一般管理費 12,000,000 円（消費税抜）×36ヵ月

E 付加食・特殊ミルク	42,480,000 円	}	発注者（病院）指定金額
F 行事食	750,000 円		

A 171,072,000 円 + B 21,384,000 円 + C 102,168,000 円 + D 432,000,000 円 +  
E 42,480,000 円 + F 750,000 円 = 769,854,000 円 → 入札書記載金額

※詳細は入札書記載例参照。

- (2) 入札金額については、仕様書にある業務に要する一切の費用を含めた金額とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書（第 5 号様式）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。代理人が入札に参加する場合は、代理人の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 代理人が行う場合で委任状（第 4 号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届（第 6 号様式）を 3 の (2) に掲げる場所に提出すること。

## 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

## 14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて

当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札含む。）

(4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 15 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

## 16 食品衛生管理及び職員教育に関するマニュアルの提出

落札者は、契約を締結するまでに食品衛生管理及び食品教育に関するマニュアルを提出すること。

## 17 その他

(1) 申請関係書類、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。

(3) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。

(4) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

## 18 本案に関する質問・回答

質問については、質問書（第3号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質問事項がなければ提出は不要とする。

### (1) 受付期間

公告日から令和6年2月26日（月）まで

時間は午前9時から午後5時までとする。（土日は除く）

### (2) 提出場所

〒901-1193 沖縄県南風原町字新川 118-1 2階

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 庶務担当

電話番号 098-888-0123 FAX番号 098-888-6400

E-mail:tamayona@pref.okinawa.lg.jp

### (3) 提出方法

電子メールによる。受付期間を過ぎたものは受け付けない。質問事項全てに回答できるとは限らない。

### (4) 回答期日並びに回答方法

令和6年2月29日（木）までに参加申込を行った全員に対して、メールで回答する。